

次は広報あしよろで！！

足寄町役場 建設課 上下水道室 広報 第 15 号

2019年3月発行

あしよろの上下水道

上下水道の使用開始 中止の届け出はお早めに！！

次のようなときは、事前に役場建設課上下水道室まで届け出ください。

- ・ 転入、転出、転居のとき
- ・ 1ヶ月以上、上下水道を使用しないとき
- ・ 上下水道の利用者が変わるとき
- ・ 上下水道の用途が変わるとき
(家事用から業務用への変更等)
- ・ 上下水道を再び使用するとき
- ・ 家を取り壊して上下水道を廃止するとき

水道管の凍結にご注意を！！

12月から3月にかけて水道管の凍結事故が多発します。旅行等で長期間家を空けるときや真冬が続いたときは特に注意が必要です。必ず水落としを行いましょう。

水道管が凍結または破裂した場合は、速やかに **足寄町指定給水装置工事事業者** に連絡し修理を行ってください。

【 町 内 指 定 業 者 】

指定工事業者名	所在地	電話番号
株式会社 マルヨ産業	足寄郡足寄町北2条3丁目7番地	0156-25-3029
有限会社 武藤住設	足寄郡足寄町南3条3丁目7番地	0156-25-2437
有限会社 白沢文栄堂	足寄郡足寄町南5条1丁目18番地	0156-25-2410
有限会社 コミヤマ	足寄郡足寄町南2条2丁目12番地	0156-25-5765

平成31年度 水質検査計画について

水道の水質基準改定(平成16年4月1日施行)に伴う水道法施行規則改定に基づき水質検査計画を策定しましたので、需用者である町民の皆様にご報告します。水質検査計画については、役場内または足寄町ホームページ内で閲覧できます。

水質検査とは

水道水を皆さまに安全にお届けするため、水道法に定められている水質検査の実施が義務付けられています。

足寄町では水質検査計画に基づき適正性を確保した検査を行い、水質基準が守られていることを確認し、「安全で安心な水道水」をお届けしています。



地区	水質検査結果		水道法第 17 条 第 1 項 第 1 号 基準値	上下水道
	検査項目	検査結果		
東部地区	100	100	100	100
中部地区	100	100	100	100
西部地区	100	100	100	100
全域	100	100	100	100

※厚生労働省の「おいしい水研究会」のデータと、H30あしよろの水をくらべたものです。

お知らせ

「あしよろの上下水道」は4月から「広報あしよろ」に2ヶ月に1回の掲載になります。今までご愛読ありがとうございます。



お問い合わせ

足寄町役場 建設課 上下水道室 TEL0156-25-2141 (内線357)